

サボテンプロデュース事業支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

このプロポーザルは、サボテンプロデュース事業支援業務について、優れた技術的能力及び業務の受託を行い得る能力を有する事業者（以下「委託業者」という。）を選考するため実施するものとする。

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により、事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 委託業務の概要

委託業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 件名
サボテンプロデュース事業支援業務委託
- (2) 内容
「サボテンプロデュース事業支援業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 委託期間
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務経費
300万円を上限とする。（消費税及び地方消費税等含む）

4 選定日程

委託業者選定日程は、次のとおりとする。

内容	日にち
質問受付期間	令和3年4月27日(火)～5月11日(火)
質問回答	令和3年5月14日(金)
参加申出書等提出期限	令和3年5月19日(水)
企画提案書等提出期限	令和3年5月25日(火)
プレゼンテーション	令和3年6月11日(金) (予定)
審査結果の通知・公表	令和3年6月下旬 (予定)
本契約	令和3年7月下旬 (予定)

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) プロポーザル参加申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 本市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
- (6) 参加申出書提出期限までに、春日井市入札参加者名簿への登録がされていること。

6 質問及び回答

(1) 質問受付

実施要領及び特記仕様書に関する質問は、質問書（様式5）を電子メールにより提出すること。ただし、必ず電話にて到着を担当者に確認すること。

ア 提出期間

令和3年5月11日(火)午後5時まで（必着）

イ 提出先

春日井市産業部経済振興課 E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp

(2) 回答

質問をとりまとめ、令和3年5月14日(金)までに回答を市ホームページに掲載する。

7 参加申出書の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞…登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞…住民票の写し

エ 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）

国及び申込書の所在地における地方公共団体が証明する次の書類（直近1年度分）

(ア) 国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

- (イ) 都道府県税（法人都道府県税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）
- (ウ) 市町村税（法人市町村税、軽自動車税等）
- (2) 提出部数
各1部
※ 提出書類は全てA4判縦 左綴じ
- (3) 提出方法及び提出先
 - ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - イ 提出先 〒486-8686
愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市役所産業部経済振興課
電 話 0568-85-6244
E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp
- (4) 提出期限
令和3年5月19日（水）午後5時まで（必着）
※ 郵送の場合は、提出期限までに経済振興課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。
- (5) その他
参加者が5社を超えた場合、企画提案書の審査により採点結果が上位5社にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式。20枚以内とする。（表紙、裏表紙、目次を除く））
 - イ 業務実施体制（様式3）
 - ウ 責任者及び担当者の経歴等（様式4）
責任者、担当者等の過去5年以内の実務実績を記載したもの。
 - エ 見積書（任意様式）
委託業務の内容の項目ごとの内訳がわかるように作成すること。
- (2) 提出部数
10部（見積書は1部）
※ 社名の記載は1部とし、残りの9部には記載しないこと。
- (3) 提出方法及び提出先
 - ア 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - イ 提出先 〒486-8686
愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市役所産業部経済振興課
電 話 0568-85-6244

(4) 提出期限

令和3年5月25日（火）午後5時まで（必着）

9 企画提案書の審査

(1) 審査方法

ア プロポーザルへの参加の申出があった事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市が設置する「サボテンプロデュース事業支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選考の上、最優秀者及び次点者を選定する。

イ プロポーザルの参加事業者のうち、評価点数の合計が最も高い提案をしたものを委託業者として選定する。

ウ 最高得点が複数の場合は、見積金額の低い事業者を委託業者として選定する。

(2) 審査基準

別紙1「プロポーザル審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日、会場、集合時刻等については、別途通知する。

イ 出席者

責任者を含め3名までとし、実際に業務に携わる者が説明すること。

ウ 実施方法

- ・ プレゼンテーションは15分以内とし、質疑応答は10分以内を予定する。
- ・ パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、各事業者でパソコンを用意すること。
- ・ プロジェクターは、本市が用意する。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。

エ 留意事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、状況に応じプレゼンテーション等を省略し書類審査等に変えることがある。
- ・ 事前に提出した企画提案書の資料以外は使用しない。
- ・ プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

10 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

11 契約の締結

- (1) 審査会で最優秀者となった事業者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 最優秀者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 契約手続は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)の定めによる。

12 その他

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出後の書類の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、春日井市情報公開条例(平成15年春日井市条例第40号)に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。ただし、審査の結果、不採用となった参加事業者の提出書類について返却を求められたときは、返却に応じる。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 企画提案書の提出が1社のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。
- (10) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (11) 協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

13 問い合わせ・書類提出先

春日井市産業部経済振興課（市役所3階）

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568 - 85 - 6244

FAX 0568 - 84 - 8731

E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp